

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

指定等文化財の内、有形文化財は主に建造物と美術工芸品に分けられるが、建造物については、国5件、県9件、市51件の計65件の指定があり、寺社建築を中心とする江戸時代の建築物が多く残るほか、かつての川越城の城下町の範囲には、県内随一の商業地としての繁栄を物語る、洋風銀行建築や旧川越織物市場、蔵造り商家、住宅など、明治・大正・昭和の各時代の変遷を示す歴史的建造物が広く分布している。中でも、旧城下町の中心にある川越一番街周辺は重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、国の重要文化財建造物である「大沢家住宅」のほか、18棟の市指定文化財がある。

無形民俗文化財は、「川越氷川祭の山車行事」が国の重要無形民俗文化財であるほか、県6件、市12件の計18件の指定があり、近隣の村々にも伝統的な民俗芸能が伝えられている。

その他、記念物についても、武蔵武士河越氏の屋敷跡「河越館跡」は国の史跡になっており、「川越城跡」「大堀山館跡」は県指定史跡となっている。国の登録記念物には、埼玉県唯一の名勝地関係として「旧山崎氏別邸庭園」がある。

これらは、身近な歴史を明らかにする貴重な資料であるとともに、市民のかけがえのない財産として、それぞれの地域の生活と密接に関わりあいながら保護されて来た。

指定等文化財については、今後も文化財保護法や埼玉県文化財保護条例、川越市文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、所有者及び管理者と共に、引き続き適切な保護に努めていくとともに、市内に分布する未指定の文化財についても、現在策定を進めている「文化財保存活用地域計画」に基づき、継続的に調査を実施し、その成果に基づいて計画的に効果的な保存と活用の措置を講じていく。

平成28年(2016)に策定された「第四次川越市総合計画」においても、歴史・文化・伝統などの理解を深めるとともにまちの魅力を生むことを目的として、文化財の保存と活用、無形民俗文化財の保存と後継者の育成、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実、河越館跡の整備・活用に向けた取組が示されている。

また、個別計画としては、平成11年(1999)策定の「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画」があるほか、平成24年(2012)に作成した「永島家保存管理計画書」や平成19年(2007)作成の「旧山崎家別邸調査報告書」などの文化財ごとに作成した調査報告書に基づき、保存修理及び管理の方針を

定めている。

現在、令和5年(2023)を目途に「文化財保存活用地域計画」の策定を進めている。策定後は、本計画と合わせて、文化財の価値に配慮した活用と、市民が主体的に参加するための情報発信とともに、市民が参加しやすい組織や体制づくりはもとより、無形民俗文化財の普及や啓発、後継者育成による地域コミュニティへの支援により、歴史・文化を生かしたまちづくりをさらに進める。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

指定等文化財については、文化財としての価値を損なうことがないように、適切に保存及び復元を図るため、文化財的な調査を実施した上で修理方針を決め、計画的に修理を実施する。修理等で現状を変更しようとする場合、文化財保護法等関係法令に基づく手続きを行い、必要に応じて文化財保護審議会及び専門家の指導を受けながら関係者や関係機関と連携し、適切に実施する。

また建物等の半解体修理等一定規模以上の修理については、修理委員会等を組織し適切に管理し実施する。民俗文化財の山車修理等についても、修理の必要性や緊急性を調査し、検討委員会の指導を受けながら実施する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

川越市は、川越市立博物館、川越まつり会館、川越市立美術館を設置し、指定文化財の展示や文化財を生かした活用を行っているが、埋蔵文化財及び民俗資料については現在保管に留まっている資料が多いため、今後は一般公開できる施設の設置が望まれる。

博物館は、展示・保存・調査研究の学芸事業と、「児童・生徒等の学習活動を援助しうる博物館」を目指した普及活動及び成人対象の学習機会の提供の教育普及事業を展開している。特に保存については、定期的に燻蒸処理や防虫対策を行い、防虫・防湿・ほこり対策を実施している。

文化財の存在とその価値をより広く理解することがその保存・活用にとって重要となるため、文化財の所在を示す公共サインや回遊路の整備、文化財の価値をわかりやすく解説した説明板や解説資料の充実を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意し、その保全を図る。そして、文化財を保全するためには、単体による保存だけではなく、周辺環境と一体的に保全される必要がある。

そのため、河越館跡や川越城跡などの大規模な史跡については、都市計画公

園として都市計画指定することで敷地全体の保護を図っている。

また、用途地域が商業地域となっている市街地に点在する文化財においては、開発により周辺環境に変化が起こる可能性が高い状況にあることから、蔵造りなどの伝統的建造物が多く残る範囲については伝統的建造物群保存地区として都市計画決定することで、許可制度において地区内の意匠や高さの制限を行っている。加えて、その周辺については景観計画の重点区域となる都市景観形成地域に指定し、届出制度において既存の町並みと調和した形態への誘導や色彩に一定の制限を設けるほか、町並みを分断する高層の建築の抑制を図ることで文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。今後も川越らしさあふれる景観を育み、次代へ継承していくため都市計画法や景観法、独自条例による積極的な活用を図る。

歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周辺の景観や環境との調和に配慮して実施する。

(5) 文化財の防災に関する方針

防災に関しては、普段から定期的に見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などに周知し連携を図る。万一火災が発生した場合には迅速に対応できるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、設置及び更新を行うなど、現況調査に基づく文化財の防災計画の策定を検討していく。また、消防署や地元消防団と連携し定期的に文化財収蔵施設などを巡回・点検し、非常時における防災設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取組を通じて、日常的な防災意識の向上を図る。

地震災害への対応は、川越市建築物耐震改修促進計画の中で、文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等については優先的、重点的に耐震化すべき建築物として位置づけている。

豪雨や台風などの自然災害については、川越市地域防災計画に示された文化財の収蔵・保管体制の整備を図り、防災体制についても整備強化に努める。

また、警察署などと連携し巡回・点検の強化や地域との情報共有化を推進し、防犯機能の向上のための対策を促進する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用を図るためには、文化財の周知に努めるとともに愛護精神を育む必要がある。そのためには、普及・啓発の機会をより多く創出することが重要である。

現在、普及・啓発については、広報誌、市ホームページ、SNS、メール配信、各種パンフレットの配布、書籍の販売などとともに、各種講演会、講座、展示、イベント、体験学習等の実施及びメディアの活用を通じ、文化財及び文化財の歴史的背景の理解につなげている。今後も各種メディアの活用や様々な機会を捉え文化財情報の発信に努める。

国指定の史跡である河越館跡に関しては、史跡の一部の保存整備工事が完了し、「国指定史跡河越館跡史跡公園」として開園している。これを機に、史跡の保存をさらに図るとともに、活用事業を通じた普及・啓発に努めている。また、この地が川越の地名の由来となっていることに重きを置き、この史跡を通じて、多くの人々の川越市の文化財及び歴史理解につなげるとともに、郷土愛へ発展させることもねらいとしている。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、周知の埋蔵文化財包蔵地が345件ある。埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財として保護の対象とし、文化財保護法に基づき周知を図っている。

開発行為にあたっては、市内の関係部局とも連携を図り、より効率的な情報の入手及び周知に努めるとともに、埼玉県教育委員会と連携を図り、指導・助言を得て対応を行っている。また、事業者と事前協議を行う中で、文化財保護法に基づいた手続きに対する指導・助言をはじめとして、過去の調査データから包蔵地範囲外についても試掘・確認調査への協力を求める場合がある。このことで、貴重な文化財の滅失という危険回避を図っている。

これらの取組により、埋蔵文化財に関する照会件数は増加し、市民及び本市に係る事業主等の埋蔵文化財に対する保護意識は、向上していると考えられる。

史跡における整備を前提とした発掘調査では、その意義・目的を明確にし、調査で得られた成果を整備に反映させている。

(8) 教育委員会等の体制と今後の方針

川越市の文化財の保護担当部署は、教育委員会教育総務部文化財保護課にある。職員は11名で、うち調査担当が3名（民俗1名、有形2名）、史跡担当が3名（埋蔵3名）、合計6名の専門職員で文化財の保存と活用にあっている。平成19年度（2007）に都市計画部都市景観課が設置され、伝統的建造物群保存地区担当が移り、市長部局での補助執行となったことから、景観形成については、教育委員会と市長部局が連携して行うことになった。

また、文化財の活用・教育普及活動のため、市立博物館がある。

川越市文化財保護条例に基づき、「川越市文化財保護審議会」を設けている。

教育委員会の諮問に応じて文化財(伝統的建造物群を除く)の保存及び活用に関する事項を調査、審議し、建議する。同審議会は現在 11 名の構成であり、専門分野は歴史 4 名、民俗 2 名、考古 1 名、建築 1 名、天然記念物 1 名、美術工芸 1 名、文学 1 名である。川越市歴史的風致維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を受けながら推進する。

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、「川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会」を設けている。市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議し、建議する。同審議会は現在 12 名の構成であり、専門分野は建築・都市計画 2 名、まちづくり・観光 2 名、関係行政機関の職員 2 名、関係地域の代表 6 名である。

また、「河越館跡整備検討委員会」、「河越館跡調査指導委員会」があり、国指定の史跡である河越館跡の史跡整備を円滑に進めるため、指導・助言を行っている。

その他、重要無形民俗文化財に指定されている「川越氷川祭の山車行事」で曳行する山車修理に係る補助事業についての指導・助言を行う機関として「川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会」が設置されている。

以上のような体制のもと、審議会等の適切な指導・助言を受け、積極的に文化財の保護・活用を図っていく。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保護・活用に関わる団体に、昭和 49 年(1974)に発足した川越市文化財保護協会があり、文化財の調査研究と文化財保護に関する講演会・見学会の開催及び出版などの活動を行っており、団体育成のための補助金を交付している。

また、川越市内の指定文化財を保存、管理するために発足した保護団体は、主に自治会等の地域コミュニティを基盤としており、伝統的な習俗を次代につなぐ伝承母体としても重要である。それら保護団体が行っている個々の活動をつなげ、情報の提供や後継者の育成を推進する必要があることから、後継者育成・保存事業のための補助金を交付している。

「第 2 次川越市教育基本計画(平成 28 年度(2016)～令和 2 年度(2020))」において、無形民俗文化財の保存と後継者の育成を施策に位置付けており、現在策定中の「第 3 次川越市教育基本計画」においても、引き続き取り組むべき施策とする方針である。

また、文化財建造物の所有者や保存修理に携わる設計者等が構成員として参加するまちづくり市民団体等とも連携を図り、保存修理に関する知見的な支援を行う。

活動費の支援を行っている市内の無形民俗文化財保存団体一覧

指定区分	文化財の名称	補助事業者
国指定	川越氷川祭の山車行事	川越氷川祭の山車行事保存会
県指定	川越祭りばやし	中台囃子連中／今福囃子連中
県指定	南大塚の餅つき踊り	南大塚餅つき踊り保存会
県指定	老袋の万作	老袋万作保存会
県指定	石原の獅子舞	石原のささら獅子舞保存会
県指定	ほろ祭	ほろ祭保存会
県指定	老袋の弓取式	老袋の弓取式保存会
市指定	南田島の足踊り	南田島囃子連足踊り保存会
市指定	鯨井の万作	鯨井の万作保存会
市指定	中福の神楽	中福の神楽保存会
市指定	筒がゆの神事	藤宮神社
市指定	芳地戸のふせぎ	尾崎神社
市指定	まんぐり	上寺山まんぐり年行司
市指定	福田の獅子舞	福田の獅子舞保存会
市指定	上寺山の獅子舞	上寺山獅子舞保存会
市指定	川越の木遣り	川越鳶組合木遣り会
市指定	下小坂の獅子舞	下小坂獅子舞保存会
市指定	石田の獅子舞	石田獅子舞保存会
市指定	新宿雀ノ森のお焚き上げ	雀ノ森氷川神社氏子会

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域における指定等文化財の総数は154件である。その内、国指定等文化財は13件であり、重要文化財11件（建造物5件、美術工芸品等6件）、重要無形民俗文化財1件、重要伝統的建造物群保存地区1件である。また、国の登録有形文化財は12件、登録記念物が1件ある。本市の国指定等文化財及び国の登録有形文化財等の約86%が重点区域に位置する。

重点区域内の埼玉県指定文化財は30件であり、有形文化財24件（建造物7件、美術工芸品等17件）、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財1件、史跡・旧跡4件である。本市の県指定文化財の約73%が重点区域に位置する。

重点区域内の川越市指定文化財は102件あり、有形文化財63件（建造物32件、美術工芸品等31件）、有形民俗文化財18件、無形民俗文化財1件、記念物（いわゆる史跡）19件、天然記念物1件である。本市の市指定文化財の約53%が重点区域に位置する。

以上、本市の国指定文化財など全体の59%が重点区域内に分布している。これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存・活用を図る。

また、現在、保存技術を保持する地元技術者の活用、原材料の確保などが課題となっており、文化財を維持管理するシステムを構築し、文化財を適切に保存・活用するため、「川越市文化財保存活用地域計画」の策定を行う。策定にあたっては、市の総合計画や都市計画マスタープラン等に位置づけながら行政全体と市民の合意を得たうえで、適切な構想・計画とする。

「川越氷川祭の山車行事」については、「川越氷川祭の山車行事保存会」が中心となって行事の保存に努めているが、山車等の道具の修理は「川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会」が修理の内容等を検討し修理の方針を提案している。

現状では、個別の文化財の保護に対応している状態であるため、今後は指定文化財以外の文化財にも配慮しながら、文化財の価値の再評価を図り、文化財を生活の中に生かしながら保護する体制を構築していく。

なお、県や市から指定された文化財については、積極的に歴史的風致形成建造物への指定を図り、修理等に係る費用の補助を行うことによって歴史的風致の維持及び向上に資する。

【重点区域での計画】

- ・永島家住宅保存管理計画
- ・旧川越織物市場保存整備事業・基本設計
- ・川越市蔵造り資料館耐震化実施設計

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

【重点区域での事業】

旧川越織物市場整備事業（平成 25 年度（2013）～令和 5 年度（2023））

川越は、幕末から明治時代初めごろまで織物の集散地として栄えたまちである。しかし、明治時代末ごろには、競合の激化や地域産業の弱体化により衰退し始めた。そこで、明治 43 年（1910）に起死回生をかけて建てられたのが川越織物市場である。しかし、時代の流れには勝てず、昭和初期に閉場となり、その後は住宅として利用されていた。産業遺構として希少性が高いことから、平成 17 年（2005）に市指定文化財（建造物）に指定されている。

また、同敷地内に残る旧栄養食配給所の建築は、昭和 9 年（1934）に中小の織物工場主たちが従業員のために設立し、安くて栄養価の高い食事を配給する施設として、太平洋戦争まで運営されたものである。旧栄養食配給所も、旧川越織物市場と同じく平成 17 年（2005）に市指定文化財（建造物）に指定されている。

旧川越織物市場及び旧栄養食配給所は、当時の姿に復原するとともに、若手のクリエイターを育成するための文化創造インキュベーション施設として活用を図る。

川越市蔵造り資料館耐震化事業（平成 25 年度（2013）～令和 9 年度（2027））

蔵造り資料館は、もと煙草問屋の建物であり、明治 26 年（1893）の川越大火直後に建てられた蔵造り町家であり、添屋を伴うファサードに特徴がある。

昭和 52 年（1977）以降、市所有の公開施設として、防火に対する備えや、奥行きが深く、中庭に面して棟が連続する町家ならではの空間構成を疑似体験できる場となっている。

店蔵をはじめ文庫蔵、煙草蔵等の損傷が著しいことから、修理方法などの検討を行い、計画的な修理が必要とされるため、事前調査を実施し、保存整備を行う。

初雁公園整備事業（令和 2 年度（2020）～令和 12 年度（2030））

県指定史跡川越城跡にある初雁公園（4.5ha）については、川越城の面影を残す本丸御殿や土塁などの遺構が存在し、これらを将来に引き継いでいくため保存活用が必要である。このことから「歴史が人を結ぶ公園」をテーマとし、現在の運動公園から、歴史公園として再整備を行う。整備においては、段階的な整備を行うこととし、当初は県指定文化財の川越城本丸御殿の風格を高めるため周辺に広場を設け、本丸御殿前の構えや北門等の復元を検討していく。

また、併せて、川越城址全体の約 33ha について、整備する初雁公園を中心

とし貴重な遺構である富士見櫓跡や中ノ門堀跡などの「面」と標柱などの「点」を道路の「線」でつなぐことにより連携を図り、川越城の総構の認識、城下町との繋がりを強化するため、見学環境の整備を検討していく。

川越氷川祭の山車行事山車修理事業

山車の整備・修理については、平成 17 年（2005）2 月に「川越氷川祭の山車行事」が国の重要無形民俗文化財に指定されたため、14 台の山車について、国庫補助による修理事業を行っている。また、適切な修理事業を行うため、「川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会」を発足し、修理に際して指導・助言を受けている。10 台の山車が埼玉県の有形民俗文化財に指定されているため、これらの山車については、県の指導のもと文化財修理を行っている。

また、川越まつり協賛会も、山車修理、山車保管庫の整備について補助を行っている。今後も、川越まつり協賛会と文化財保護課が連携し、山車の整備・修理、山車の収蔵施設充実などを通して、祭礼の伝統的な形を損なうことのないよう、川越氷川祭の山車行事の保存と活用を図っていく。

歴史的風致形成建造物の保存修理事業（修理費等の補助）（平成 24 年度（2012）～令和 12 年度（2030））

埼玉県及び川越市の指定を受けた文化財の修理等を行う場合は、関係機関と連携を図りながら実施する。また、修理等が終わった指定文化財については、積極的に活用を図っていく。なお、これらの修理等に係る費用の一部を助成する。

建造物にあっては、歴史的風致形成建造物に指定し、適切な修理等を進める。

伝統的建造物群保存地区保存整備事業（平成 23 年度（2011）～令和 12 年度（2030））

川越市川越伝統的建造物群保存地区では、修理事業として伝統的建造物の外観の復原、現状維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費に対して、国庫補助を活用し、補助事業を実施している。なお、伝統的建造物として、令和元年度末において 135 件が特定されている。

また、伝統的建造物以外の建築物等に対して、伝統様式に準じた外観の整備に要する経費を、修景事業として国庫補助を活用し、補助事業を実施している。継続的に補助事業を実施することによって、歴史的な町並みの保存を図っていく。

伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業（平成23年度（2011）～令和12年度（2030））

伝統的建造物群保存地区内においては、伝統的建造物の相似的形状に合わせるための景観基準が設定されており、景観補助が実施されている。歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物群保存地区を構成する地区住民の修景への動機付けとなるよう、毎年継続して実施し、積極的に景観事業を進める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

市立博物館では、学芸事業として、市民の郷土に対する理解を深めるため、「川越の歴史や文化」に関わりの深い内容をテーマに、各種展示を企画する。また、市民から寄贈された文化財を広く紹介するために工夫したテーマで、収蔵品展を実施する。普及事業では、学校教育との連携の事業として市内の小学校3年生・6年生を対象とした博物館学習や教員を対象とした「ティーチャーズセミナー」を実施する。

川越まつり会館では、重要無形民俗文化財の「川越氷川祭の山車行事」に関する資料や祭り当日の様子を再現した資料や映像を通して、川越氷川祭の山車行事の歴史や祭りに関わる人々の様子の理解を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は、「伝統的建造物群保存地区」周辺が用途地域による商業地域、「川越城跡とされる範囲」が第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域、「江戸時代の喜多院及び周辺寺社地とされる範囲」が第1種住居地域、その周辺が商業地域となっている。

「伝統的建造物群保存地区」に関しては、商業地域という性格から開発により文化財の周辺環境に変化が起こる可能性が大きいが、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例により、現状変更の規制、その他保存のために必要な措置を定め、市民の文化的向上に資することとしている。

伝統的建造物群保存地区の周辺は、川越市景観計画に基づく「川越十カ町地区都市景観形成地域」に指定され、喜多院の周辺についても「喜多院周辺地区都市景観形成地域」に指定されており、地域にふさわしい整備方針、基準を定め、川越らしい良好な都市景観を形成することに努めている。

川越一番街周辺の交通問題については、歴史的地区環境整備街路事業の推進による歩行者ネットワークの整備によって解消を図る。

【重点区域での事業】

景観重要建造物等保存整備事業（修理費等の補助）（平成 27 年度（2015）～令和 12 年度（2030））

景観重要建造物等の保存修理において、主要構造部と外観に係る修理費用等に対する補助を実施することで、歴史的町並みを構成する景観重要建造物等に対して、伝統的建造物群保存地区における修理基準に準じた整備を毎年継続して行い、文化財の周辺環境の向上を図る。

歴史的風致維持向上地区修景補助事業（平成 27 年度（2015）～令和 12 年度（2030））

伝統的建造物群保存地区を除く重点区域内の都市景観形成地域において、建築物や看板等の新築行為等に対する修景補助を実施し、歴史的町並みや文化財の周辺環境の保全を図る。

歴史的地区環境整備街路事業（立門前線）（平成 24 年度（2012）～令和 5 年度（2023））

立門前線は、蓮馨寺門前の賑わいを伝える中心的な街路であり、伝統的建造物群保存地区と中心商業地との中間に位置し、川越散策のネットワークを構成する重要な位置にある。これまでの整備に引き続き、街路整備を行うことで、旧川越織物市場をはじめとする歴史的建造物や、旧鶴川座の歴史を伝える同敷地内に建設された商業施設をつなぐ回遊路となる。

歴史的地区環境整備街路事業（同心町通り線）（令和 7 年度（2025）～令和 10 年度（2028））

伝統的建造物群保存地区の東端に位置する同心町通り線は、時の鐘から川越駅方面にアクセスする裏通りで、沿道には国の重要文化財建造物である旧山崎家別邸をはじめ、伝統的建造物や景観重要建造物などの歴史的建造物が多数存在することから、道路美装化により文化財周辺の環境整備を図る。

歴史的地区環境整備街路事業（連雀町新富町通線）（令和 2 年度（2020）～令和 6 年度（2024））

連雀町新富町通線は、駅周辺から伝統的建造物群保存地区や喜多院等に向かう街路であり、沿道には登録有形文化財の旧鏡山酒造や景観重要建造物等の歴史的建造物が残されている。この路線の整備を実施することで、駅周辺から伝統的建造物群保存地区や喜多院等の歴史的町並み地区への歩行者ネットワークを形成し、回遊性の向上や歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築（令和3年度（2021）～令和12年度（2030））

歴史的建造物は、所有者の高齢化、営利活動のノウハウの欠如、経済的負担から保存の断念による建物の損失、技術的知識の情報不足による安易な補修や建替えにより、景観や地勢的価値を損なうケースがあることから、個人や行政といった枠にとらわれない活用策を講じる必要がある。

このため、所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、さらに包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みを構築し、未活用の歴史的建造物の保存と活用促進を図る。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、県内で最も重要文化財建造物が集中する喜多院・東照宮・日枝神社で、川越市消防局・消防団、各文化財の自衛消防団、川越市文化財保護協会、川越市教育委員会が連携し、防火訓練を実施している。また、県指定建造物の三芳野神社でも旧川越城内の2自治会が協力して防火訓練を実施している。

伝統的建造物群保存地区では、「川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画」を平成13年度（2001）に策定し、平成28年度（2016）に新たな防災計画を策定した。地区の防災対策として、特に火災の延焼に対しては、街区内に歴史的風致を損なわない範囲で、空地や不燃建物による延焼遮断機能を強化することや、伝統的建造物の修理や新築建物の修景の際に、延焼防止性能を強化することとしている。また、大規模な災害時を想定し、ライフラインの損傷に影響されない消防水利の確保にも取り組む必要があるとして、誰にでも扱いやすい簡易型屋外消火栓の設置と防火水槽の増設、あるいは防災井戸の設置を行った。地区では、住民との協働により実現する防災システムの構築を目指し、防火訓練等を実施している。

今後これらの防火訓練等を継続するとともに、所有者・管理者とともに自動火災報知機や警備システムの整備に努め、また盗難・毀損などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密にする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用を図るためには、より広く市民に対しその存在や価値についての周知に努めなければならない。現在、文化財保存活用地域計画の策定を目指しており、未指定の文化財を含めて、地域住民とともに、文化財の保

存・活用を計画的に行う予定である。

本市においては、教育委員会文化財保護課による公民館や小中学校への講座や出前授業を通して、市民に対し積極的な普及啓発活動を図っている。また、市立博物館では、展示、各種講座・教室、講演会、子供向け文化財教室、ガイド、博学連携事業など普及啓発活動が活発に展開されている。成人向けの事業を積極的に実施するとともに、子供の頃から郷土の文化財に対する理解と愛着を深めてもらうねらいをもって関連する事業を実施している。特に学校との連携を深め、授業の一環として文化財に触れる機会を提供することによって、子供たちに対し早い段階から普及啓発を図る取組を行っている。

今後、同様の事業を継続発展させるとともに、文化財説明板や文化財回遊ルートのご案内板等の充実、発掘調査や建造物修理現場説明会の積極的な開催により、文化財に対して理解を深める場の創出を図る。また、重点区域を中心に市内の観光ガイドを行っている(社)川越市シルバー人材センターとともに文化財の価値について普及啓発を図る。

民俗文化財に対する普及啓発としては、川越氷川祭の山車行事をはじめとする様々な行事等を積極的に広報するとともに、各種団体への助成等を充実させる。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域の伝統的建造物群保存地区については、その一部の範囲が、「幸町遺跡」「元町1丁目遺跡」「旧鍛冶町遺跡」「旧志義町遺跡」という周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているのみであるが、「川越城跡とされる範囲」「江戸時代の喜多院および周辺寺社地とされる範囲」については、その全域が該当している。埋蔵文化財包蔵地での開発行為に際しては、事前協議の中で設計変更の可能な範囲で、埋蔵文化財保存の方向となるよう努める。

なお、伝統的建造物群保存地区では、歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合、その範囲が旧城下町の一部に入るため、城と城下町を一体のものとして捉える観点から、近世の遺構までを扱うこととし、埋蔵文化財の状況把握及び保護に努める。必要に応じて試掘・確認調査や工事立会を行い、適宜、周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に反映させていく。

史跡に関しては、埋蔵文化財の保存と活用を図りつつ、周辺環境と一体的な史跡環境維持に努める。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の団体は、地域の住民を中心に組織され、伝統的な地域コミュニティから発展したものが多い。景観保護については、行政とこれらの団体が協

力して、合意形成にいたるまで努力してきた歴史がある。今後も、これらの団体との連携を図っていく。

【重点区域での事業】

伝統的建造物群保存地区保存活動事業への補助事業（平成 23 年度(2011)～令和 12 年度（2030））

伝統的建造物群保存地区保存活動事業に寄与する団体に対して、町並みの保存を目的として補助金を交付している。なお、当該団体は、地区主導により組織され、主にまちづくりに関する一定のルールである町づくり規範に基づいて、地区内の個々の建築行為への協議・助言を行っている。地区住民が市とともに、まちづくりの主体となって持続的なまちづくりが進められるよう、毎年継続して支援を行う。

川越氷川祭の山車行事保存会、伝統民俗行事保存会等への補助事業（平成 24 年度(2012)～令和 12 年度（2030））

川越まつりの山車修理の支援を含む、伝統継承活動を行う川越氷川祭の山車行事保存会をはじめ、川越市の民俗行事の継承に寄与する活動に対して、毎年継続して支援を行う。

【重点区域内で活動する主な団体】

- ・特定非営利活動法人川越蔵の会（連携）

昭和 58 年（1983）に発足し、住民・商店主、蔵造りの町並みに関心を持つ市内外の専門家等からなる。平成 14 年（2002）に特定非営利活動法人（NPO 法人）となった。伝統的建造物等の記録調査、保全要請、提言などを行い、まちづくり関連のイベントを開催している。平成 22 年度（2010）地域づくり総務大臣表彰団体賞を受賞した。平成 30 年（2018）には、歴史的風致維持向上支援法人に指定され、山車の修理、文化庁委託事業「NPO 等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業」の実施により、歴史的風致の向上に寄与した実績がある。引き続き、歴史的風致維持向上支援法人への指定が予定されている。

- ・川越一番街商業協同組合（連携）

主に、伝統的建造物群保存地区を貫く中央通りに面した商店等からなる組合で、昭和 26 年（1951）に発足した。商店街内の建築物の修復、修景などの実施主体である。自主協定「町づくり規範」を作成した。

- ・川越町並み委員会（連携・支援）

川越一番街商業協同組合の諮問組織として、昭和 62 年（1987）に発足した。

平成 21 年（2009）に伝統的建造物群保存地区全体の保存団体に移行した。平成 27 年（2015）に川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体に指定された。「町づくり規範」に基づく伝建許可の事前審査、助言を行い、併せて、景観に影響を与える建築物等の建築・変更などの助言を行う。平成 29 年（2017）に地方自治法施行 70 周年記念地方自治功労者総務大臣表彰を受賞した。

- ・十ヵ町会（協力）

伝統的建造物群保存地区を含む 12 自治会により、平成 5 年（1993）に発足した。勉強会等の開催を通じて景観形成や町づくりへの理解を深め、「伝統的建造物群保存地区」の決定、川越市都市景観条例（旧条例）に基づく「川越十ヵ町地区都市景観形成地域」の指定、「川越氷川祭の山車行事保存会」の結成に寄与した。なお、平成 17 年（2005）にまちづくり月間国土交通大臣表彰を受けている。

- ・クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会（支援）

川越市都市景観条例（旧条例）に基づく「クレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」の指定に寄与した「新富町まちづくり協議会」の後任組織として、平成 19 年（2007）に発足。都市景観形成基準の一つである大規模建築物を計画する際の地元住民との協議の受け皿として機能している。

- ・大正浪漫委員会（協力）

川越一番街に隣接する大正浪漫夢通り商店街振興組合の諮問組織として、平成 6 年（1994）に発足した。商店主、研究者、専門家、行政職員等からなる。建築行為の事前審査、景観に影響を与える建築物等の建築・変更などの助言を行う。

- ・川越氷川祭の山車行事保存会（支援）

川越氷川祭の保存と伝承を図ることを目的に、平成 16 年（2004）に発足した。国の重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」の保護団体として、祭礼行事の調整や、普及活動として講演会の開催等を行っている。

- ・川越まつり協賛会（支援）

長い歴史と伝統を誇る川越まつりを保存し、全市的なまつりに発展させることを目的に昭和 43 年（1968）に設立される。観光行政の一環として、まつり行事の全体調整を行う。また、山車等の修理に対する補助、下部組織である山車保有町内協議会は、山車を保有する町が組織し、川越まつりについての要望の調整や協議を行っている。

- ・川越市囃子連合会（支援）

祭り囃子の技術練磨、保存育成、川越まつりの発展を目的に昭和 47 年（1972）に発足し、現在 37 団体で構成されている。各団体の情報交換や、後継者養成に努めている。川越まつり会館において、休日に実演を行うなど、積極的に普

及活動を行っている。

- ・(社)川越鳶組合（支援）

鳶職は、江戸時代より町の治安・消防・公共作業等に従事し、伝統的なコミュニティと密接に関係してきた。昭和44年（1969）に川越鳶組合として発足した。山車受け持ち町内鳶頭による下部組織を有し、川越まつりの円滑な山車曳行のため、情報交換等を行っている。また、組合内に、木遣り会、纏会があり、伝統的な芸能の継承にも寄与している。